

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(議決日 6月24日)

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例（平成26年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

本則の表熊本市第一選挙区の項中「12人」を「13人」に、天草市・天草郡選挙区の項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

(提案理由)

熊本県議会議員の各選挙区の人口に変動があったので、選挙区の定数を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

(公布日 7月1日)

議員提出議案第2号：地方財政の充実・強化を求める意見書

(議決日 6月24日)

本県は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨という大きな課題に対して、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、原油価格・物価の高騰の影響が継続する中、災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況にある。

他方、社会保障関係費や人件費の大幅な増加も見込まれる中、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、公共施設等の老朽化対策、激甚化する自然災害への対策等、様々な課題にも直面している。

さらに、国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴う渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策、台湾から来られる駐在員の子供たちの教育環境の確保などの課題にも取り組む必要がある。

このような中、中東情勢が緊迫化し、原油の供給をめぐる問題が長期化することも予想され、燃料油価格の高騰に伴い、県民生活はもとより運輸業、農林水産業、製造業、卸売・小売業、建設業などの幅広い産業活動及び事業者の経営に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

また、国において、必要な予算を可能な限り当初予算で措置することとされた場合、予見可能性が高まり計画的な事業執行が可能となる一方、必要な事業量に対する十分な予算の確保や補正予算

債などの有利な起債が活用できないことによる地方財政負担の増加が懸念される。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨からの復旧・復興に全力で取り組みながら、本県が直面している様々な課題に対応するため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 こども政策・子育て支援や高齢化対策、産業人材の確保、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や長寿命化対策、国土強靱化のための防災・減災対策等により増大する地方自治体の財政需要に加え、公契約等における継続する原油価格の高騰、原材料・資材価格・人件費の上昇等に起因した地方経済への影響を踏まえ、令和9年度以降においても、地方財政計画の歳出総額を充実に確保するとともに、本県の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な不可欠な地方一般財源総額を充実に確保すること。
- 2 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講ずること。
- 3 国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴い生じる渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策等に万全を期しながら、本県が半導体生産の拠点として経済安全保障の一翼を担うことができるよう、十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化を図ること。
- 4 中東情勢の長期化を見据え、県民生活における不安の解消や各産業分野における事業継続のため、燃料油の価格に対する継続的かつ安定的な支援や原油由来の製品を含む資材等の安定的な確保を図ること。
- 5 これまで補正予算で多額の予算が措置されてきた国土強靱化やインフラ老朽化対策、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備などに引き続きちゅうちょなく取り組めるよう、当初予算における必要な事業量に対する十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

議員提出議案第3号：危機に直面する農林畜水産業への施策・予算に関する意見書

（議決日6月24日）

本県は、豊かな自然と多彩な地形を背景に生産者・事業者のたゆまぬ努力により多種多様な農林畜水産物が生産されており、日本全国の食卓を支え、国の食料安全保障の一翼を担う重要な地域となっている。

しかし、近年の農林畜水産業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化に伴い、生産活動を支える就

業人口の急激な減少をはじめ、国際情勢の不安定化や円安に伴う燃料・肥料・資材等の高騰、地球温暖化に起因する異常気象や災害の激甚化などに伴い、厳しい状況が続いている。

特に、今般の中東地域における地政学的緊張の高まりは、エネルギー供給の不安定化や国際物流の停滞を生じさせており、農林畜水産業の生産・流通・販売等、全ての段階において徐々に影響が広がりを見せており、経営の持続性を揺るがす事態が生じている。

また、一方で、国では令和9年度に向け、農政の重要な柱である水田政策の見直しが進められており、次年度に始まる新たな施策の方向性が徐々に示されつつあるが、生産現場においては、これまで実需と結びついた主要品目の次年度の作付け準備を目前に控え、秋以降の安定的な農業経営が継続できるか不安が広がっている状況にある。

今後、農業構造転換集中対策期間の施策を着実に進めるとともに、さらに地域の実情の精緻な把握により、中長期的な支援拡充も視野に施策の展開を図ることが、農林畜水産業の持続的発展に不可欠である。

よって、国におかれては、国民の命・生活に直結する食料生産の維持・発展のため、足腰の強い農林畜水産事業者の生産・経営体制の構築に向け、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 中東情勢に伴う農林畜水産業への影響を鑑み、燃料・肥料・飼料等の価格高騰に対応するセーフティーネット対策の充実・強化や、生産資材等の安定供給を図るとともに、影響の長期化を見据え、予備費の活用などによる生産者への支援策を講ずること。
- 2 農林畜水産業の持続的発展に向け、生産基盤・経営基盤の維持・強化に向けた取組に必要な予算を安定的・恒久的に確保するとともに、物価高騰等の影響も鑑み、生産者や地方自治体の負担軽減を図るため、さらなる補正予算も含め積極的な財政出動に取り組むこと。
- 3 令和9年度の水田政策の見直しについては、需要に応じた生産に向け、これまでの水田フル活用の取組が将来にわたって継続できるよう、適切な助成水準の設定など経営安定対策の充実を図るとともに、農産物の合理的な価格形成に向けた対応の強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官

委員会提出議案第1号：地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

（議決日6月24日）

消費者被害・トラブル額は、令和6年1年間で約9兆円とされている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を

受けられる体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が不可欠であり、喫緊の課題となっている。

地方消費者行政の継続・強化は地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方消費者行政の安定的な推進が不可欠であり、その後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

そのため、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠であり、恒久的財源措置制度の創設が必要である。

今般、国が地方消費者行政を推進するための新たな交付金制度を創設したことは評価するものであり、恒久的財源措置制度創設までの間は、継続して相当額の交付金の予算措置を行うこと、さらに、地方公共団体が交付金を活用できるよう運用に当たっては地方公共団体の意見を十分に聞くことが必要である。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を継続して行うよう下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置制度の創設を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、今般創設した地方消費者行政強化交付金について、相当の予算措置を継続すること。
- 2 今般創設した地方消費者行政強化交付金の運用においては、地方公共団体が活用できるよう、その意見を十分に聞くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）